

学校法人会計について

学校法人は、私立学校を設置し、それぞれの学校の理念に基づいた教育を行い、社会に有為な人材を育成することを目的としています。また研究活動を行うことにより、その成果を社会に還元していく役割も担っています。したがって、利益の追求およびその配当を主な目的とした営利法人（株式会社、有限会社等）とは、めざすべき目的が異なります。

学校法人会計は、設置する学校の永続的維持・発展と、教育研究活動の円滑なる遂行を図るとともに、補助金に係る予算の適正な遂行を目的としていますが、企業会計は、企業や組織の営利を目的とする経営活動とその結果について、財務状態や経営成績などに関する経済的情報を報告する目的のものです。

以上のことから、作成する書類も学校法人会計と企業会計とは異なっています。学校法人会計基準では、「資金収支計算書」「事業活動収支計算書」「貸借対照表」の3つの計算書類と、私立学校法により、これらの他に財産目録、事業報告書を作成することになっています。

計算書について

資金収支計算書

当該会計年度の諸活動に対応するすべての収入及び支出の内容を明らかにし、支払資金（現金及び預貯金）の収入及び支出のてん末を明らかにするものです。

事業活動収支計算書

当該会計年度における収入・支出を経常収支（教育活動収支、教育活動外収支）と特別収支に区分して、教育活動による収支や教育活動外（経常的な財務活動や収益事業に係る）による収支と一時的に発生した臨時的な収支に分け、それぞれの収支状況を表すものです。

貸借対照表

決算時（年度末）における資産、負債、基本金及び収支差額を明らかにし、財政状態の健全性を表すものです。※予算においては、作成を義務づけられていません。